

1 業務名

大熊町営農再開ビジョン策定支援業務

2 業務の概要

(1) 事業背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から9年経過したが、県内の農業・農村は、未だ根強い風評などの影響もあり、一部の農産物を除き厳しい農業経営が続いている。

特に、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響が大きい大熊町においては、町民帰還が少ない状況のなかで、担い手の高齢化、離農のほか、風評による販売環境の悪化や、放射性物質に対する不安等の影響もあり、農業経営体(担い手)の減少・不足は深刻な課題となっている。

このため、大熊町の農業・農村の活性化を図るには、帰還意向のある農業者、除染後農地の保全管理を担っている大熊町農業復興組合、農業委員会をはじめ、関係機関・団体が連携を強化し、多様な担い手の確保と将来的に営農ができる環境整備を進め、本格的な営農再開に向けた対策を講じる必要がある。

(2) 本プロポーザル実施の目的

本事業では、大熊町の置かれている現状把握と課題の整理を進め、本格的な営農再開に向けて、町としての基本的なスタンスを町民全体に周知するとともに、営農再開に向けた論議を巻き起こし、担い手を確保することを最大の目的とする。

(3) 業務の内容

「令和2年度大熊町営農再開ビジョン策定支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)による。ただし、契約時における仕様書は、契約者の提案した内容に合わせて変更することがある。

(4) 選定方式

本プロポーザルは簡易公募型とし、書類審査及びプレゼンテーションによる選定とする。

(5) 業務委託期間

契約締結の日から令和3年3月1日まで。

(6) 契約限度額

契約限度額は10,000千円。

(消費税及び地方消費税を含む。)

(7) 契約方法

プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規程による随意契約とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げるすべての項目を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 租税を完納していること。
- (5) 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年10月21日訓令第1号）による指名の停止を受けていないこと。
- (6) 日本国内に本社、支社あるいは支店等を有していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。
- (8) 過去に国または地方公共団体より営農再開ビジョン策定事業等のコンサルタント業務または類似の業務を受注した実績があること。

4 提出書類及び様式一覧

- (1) 参加申込書（様式第1号）
 - 実績調書（任意様式）
 - 会社概要（会社案内等）
- (2) 質問書（様式第2号）
- (3) 企画提案書（任意様式）
 - 誓約書（様式第3号）
 - 守秘義務誓約書（様式第4号）
 - 概算見積書（様式第5号）
 - 見積明細書（様式第6号）

5 スケジュール

令和2年 5月14日（木）	公募開始
令和2年 5月29日（金）	質問受付締切
令和2年 6月 4日（木）	質問に対する回答
令和2年 6月 8日（月）	参加申込書受付締切
令和2年 6月26日（金）	参加資格審査結果通知
令和2年 7月13日（月）	企画提案書提出締切
令和2年7月下旬	プレゼンテーション
令和2年8月上旬	結果通知

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類及び部数

参加申込書（様式第1号） : 1部
実績調書（任意様式） : 1部
会社概要（会社案内等） : 1部

(2) 提出期間

令和2年5月14日（木）～6月8日（月）17時まで

(3) 提出場所

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717
大熊町役場 産業建設課窓口
TEL:0240-23-7137 FAX:0240-23-7893

(4) 提出方法

持参の場合：閉庁日を除く日の9時～17時までに窓口まで持参のこと。

郵送の場合：配達記録が残る方法で郵送し、郵送後に電話にて大熊町産業建設課に連絡を入れること。提出期間内必着のこと。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査終了後、令和2年6月26日（金）に参加資格審査結果を郵送する。

7 質問及び回答

本実施要領および仕様書の内容等について疑義を生じた場合は、質問書（様式第2号）に質問内容を簡潔且つ具体的にまとめた上で、次の方法により提出すること。

(1) 質問書受付期限

令和2年5月29日（金）17時まで

(2) 提出方法

質問を記入した質問書（様式第2号）を電子メールにて下記アドレスに送付し、電話にて大熊町産業建設課に連絡を入れること。

電子メールアドレス：sangyokensetsu@town.okuma.fukushima.jp

(3) 質問の回答

受け付けたすべての質問に対する回答は、令和2年6月4日（木）に大熊町のホームページに掲載する。

8 企画提案書の提出

企画提案書は、仕様書の「5 業務委託内容」のうち（1）～（5）の項目についての提案をする。

採用された提案内容によっては仕様書の業務内容を変更することもある。

(1) 提出書類及び部数

企画提案書（任意様式） : 1部（正1部、電子データ1部）
誓約書（様式第3号）
守秘義務誓約書（様式第4号）

概算見積書（様式第5号）

見積明細書（様式第6号）

(2) 提出期間

令和2年5月29日（金）～令和2年6月8日（月）17時まで

(3) 提出場所

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

大熊町役場 産業建設課窓口

TEL:0240-23-7137 FAX:0240-23-7893

(4) 提出方法

持参の場合：閉庁日を除く日の9時～17時までに窓口まで持参のこと。

郵送の場合：配達記録が残る方法で郵送し、郵送後に電話にて大熊町産業建設課に連絡を入れること。提出期間内必着のこと。

(5) その他

※ 企画提案書には提出者が分かるように表紙を付けること。ただし、企画提案書の本文には、提出者が特定できるような記述及びロゴ等の記載をしないこと。

※ 企画提案書はA4サイズで、表紙を除いて15枚以内とし、図表の引用を除き読みやすい文字サイズで作成すること。

※ 電子データはPDF形式で保存したものをCD-R等に記録して提出する。

※ 企画提案書は日本語で作成すること。

※ 提出された企画提案書の著作権は各提案者に帰属するが、大熊町が公表等により使用する場合、提案書の全部または一部を応募者に断りなく無償で使用する事ができる。

※ 参加表明後、企画提案を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）にプロポーザル名称、法人等名称、代表者名（代表者印捺印）、提出日記入の上、提案を辞退する旨を明記して、令和2年7月13日（月）17時までに受付窓口へ持参または郵送すること。

9 優先交渉権者選定の方法

提出された企画提案書の内容について、各提案者は下記により開催される審査委員会においてプレゼンテーションを実施する。審査委員会は「10 優先交渉権者選定の基準」により審査を行う。

(1) 開催日時：令和2年7月下旬

時間については提案者毎に通知する。

(2) 開催場所：大熊町役場

(3) 提案時間：1提案者につき、プレゼンテーション20分以内

（プレゼンテーション後、質疑応答に移る。）

(4) 出席者：3人以内

(5) その他：発表に使用するノートパソコン、プロジェクター等の機器は、提案者が準備する。投影するスクリーンは大熊町が準備する。

10 優先交渉権者選定の基準

企画提案書については審査委員会が下記の評価基準に基づいて総合的に評価を行い、且つ見積額が契約限度額を上回っていない者を選定し、優先交渉権者及び次点の者を決定する。

応募者が1者のみの場合であっても、審査委員会において内容を審査して、選定の可否を決定する。

評価項目	評価事項	基準点
①提案者の経験・実績等	提案者が過去に手がけた業務実績、携わる技術者等のコンサルティング経験等	15
②提案内容の実現可能性	提案内容が大熊町で事業を行うにあたり、実現性の高いものになっているか	40
③課題認識の適切さ	大熊町が抱えている課題を適切に認識し、解決策を模索しているか	40
④参考見積書	最小の経費で最大の効果をあげれるものになっているか	5
合計		100

選定方法については次のとおりとする。

- (1) 各審査員は、各提案書について評価点を算出し、提案書の順位を決定する。
- (2) 各審査員の決定した順位から、各提案書の平均順位を算出し、最も平均順位の高い提案者を優先交渉権者とし、次に平均順位の高い提案者を次点の者とする。
- (3) 提案書の平均順位が同じ場合は、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

11 選定結果の通知

選定結果については令和2年8月上旬に大熊町ホームページに掲載すると共に、各提案者に対しても郵送にて個別に結果を通知する。

優先交渉権者及び次点の者決定に至った経緯等に係る質問、異議等は一切受け付けない。

12 失格事項

本プロポーザルに参加する者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備があると判断した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (5) 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する等の行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

1 3 契約の締結

本業務に係る契約は、審査委員会において決定された優先交渉権者と業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、次点の者との協議・調整を行い、随意契約の方法により契約を締結する。

いずれの場合についても契約条件が合致しない場合には、契約を締結しない場合がある。

1 4 その他の留意事項

- (1) このプロポーザルに要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案は、1提案者につき1案とする。
- (3) 提出書類は日本語を用いて作成し、通貨は日本円とする。
- (4) 提出後の企画提案書の修正・変更・資料追加は、大熊町の依頼または合意があったもの以外は一切認めない。
- (5) 提出された書類、電子媒体は返却しない。
- (6) 審査結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。

1 5 応募・照会等窓口

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1 7 1 7

大熊町役場 産業建設課窓口

TEL:0240-23-7137 FAX:0240-23-7893

電子メールアドレス : sangyokensetsu@town.okuma.fukushima.jp